



障がい者が安定して働き続ける職場を目指して ステップアップ制度による任用を開始

本市は、令和 5 年 4 月から障がい者が会計年度任用職員として一定期間働いた後、選考を経て正規職員になることを可能とした「ステップアップ制度」による任用を開始しました。5 月に制度を周知し、申込を受け付けたところ、条件を満たす 9 人全員から申し込みがありました。6 月～11 月の勤務に対する評価と面接試験を経て、令和 6 年 1 月に選考結果を決定します。

この制度は、障がいの有無に関わらず誰もが意欲や能力に合った仕事を通じて活躍できる共生社会の実現を目的にしたものです。

■ ステップアップ制度による任用の概要

- 1 対象者 本市で 10 か月以上任用されており、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を有する会計年度任用職員
- 2 募集職種 ①任期付き短時間勤務の技能職員（任期 3 年、最長 5 年）
②任期の定めのない技能職員
※②は、①の任期付き短時間勤務の技能職員として週 5 日 7 時間勤務で 1 年以上継続的に勤務し、②として任用後に定年退職まで 5 年以上勤務できる人が対象です。

■ 本市の障がい者雇用率

本市の障がい者の雇用率は、令和 2 年度 1.8%、令和 3 年度 1.65%、令和 4 年度 2.7%、令和 5 年度 2.8%と年々上がり、地方公共団体に求められる法定雇用率 2.6%を達成しています。

■ 障がい者就労支援体制の構築

知的障がい者や精神障がい者を採用するにあたって、従来の総合能力試験(SPI)や面接試験だけでは、職場に順応できるかの見極めが難しいという課題がありました。

そこで、令和 2 年度から就労移行支援事業所、奈良県内の養護学校、奈良労働局などに相談しながら、個別に就労をサポートする体制を構築。令和 4 年度の採用試験においては書類審査と面接試験に加え、実際の業務内容を想定した実技試験を実施し、会計年度任用職員(一般事務補助職員)8 人を採用しました。

入庁前には障がいの状態、自分でできる対処法、周囲に配慮してほしい事項、希望の仕事などを個別に聞き取った上で配属先を選定。入庁後は定期的な面談で業務面や生活面、その他悩み事を聞き取るとともに、受け入れ側の所属の職員とも面談を行い、コミュニケーションが取りやすい環境整備を進めています。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市人事課（課長 井上、課長補佐 荻葉） ☎0743-74-1111(内線 4250、4252)